第七百二十八条第二項第四号を次のように改める。

四　九州厚生局　情報官二人

第七百二十九条第一号中「こと」の下に「（鑑定課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三号中「国際情報課」の下に「、鑑定課」を加える。

第七百三十三条の次に次の一条を加える。

（鑑定課の所掌事務）

第七百三十三条の二　鑑定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関すること。

二　麻薬取締官の養成及び研修に関すること（麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関するものに限る。）。

第七百三十五条を第七百三十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（鑑定官）

第七百三十五条　鑑定課に、鑑定官二人を置く。

2　鑑定官は、命を受けて、第七百三十三条の二第一号に規定する事務を行う。

第七百三十八条中「、第三十九号、第四十二号、第四十六号、第四十七号、第五十七号から第六十四号まで、第六十七号、第六十八号、第七十号、第七十六号から第八十一号まで及び第八十二号」を「から第四十号まで、第四十三号、第四十七号、第四十八号、第五十八号から第六十五号まで、第六十八号、第六十九号、第七十一号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号」に改める。

第七百五十一条及び第七百五十七条中「第七百三十五条」を「第七百三十四条の二」に改める。

第八百一条を次のように改める。

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課
仙台検疫所総務課
新潟検疫所総務課
那覇検疫所総務課
国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所
国立感染症研究所検定検査品質保証室
国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局総合相談支援部支援企画課
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局自立訓練部生活訓練課
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局理療教育・就労支援部理療教育課
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設に置く知的障害児保護指導職員養成所
国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所発達障害情報センター
国立障害者リハビリテーションセンター学院

第八百二条中

「北海道厚生局企画調整課
北海道厚生局福祉指導課
東北厚生局企画調整課
東北厚生局福祉指導課
東海北陸厚生局福祉指導課
中国四国厚生局企画調整課」

を

「北海道厚生局福祉指導課
東北厚生局福祉指導課
東海北陸厚生局福祉指導課」

に改める。

附則第三項中「平成二十二年」を「平成二十五年」に改める。

別表第二（一）名古屋検疫所中部空港検疫所支所の項中「愛知県」を削る。

別表第二（二）小樽検疫所旭川空港出張所の項中「上川郡」を「北海道上川郡」に改める。

別表第四宮城の款仙台の項管轄区域の欄中「、黒川郡」を「、黒川郡のうち富谷町」に改め、同款石巻の項管轄区域の欄を次のように改める。

石巻市、気仙沼市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡

別表第四宮城の款古川の項管轄区域の欄を次のように改める。

大崎市、加美郡、遠田郡、黒川郡（仙台労働基準監督署の管轄区域を除く。）

別表第四宮城の款瀬峰の項管轄区域の欄中「（石巻労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同表千葉の款銚子の項管轄区域の欄を次のように改める。

銚子市、旭市、匝瑳市、香取郡のうち東庄町

別表第四千葉の款東金の項管轄区域の欄中「（銚子労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同表神奈川の款相模原の項位置の欄中「相模原市」を「相模原市中央区」に改め、同表岡山の款岡山の項管轄区域の欄中「（和気労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同款津山の項管轄区域の欄中「（新見労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同款和気の項管轄区域の欄を次のように改める。

備前市、赤磐市、和気郡

別表第四岡山の款新見の項管轄区域の欄を次のように改める。

新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹荘、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西

別表第五千葉の款千葉の項管轄区域の欄中「銚子公共職業安定所、」を削り、同款銚子の項管轄区域の欄を次のように改める。

銚子市、旭市、匝瑳市

別表第五神奈川の款相模原の項位置の欄中「相模原市」を「相模原市中央区」に改め、同表岡山の款岡山の項管轄区域の欄を次のように改める。

岡山市のうち北区、中区、南区、加賀郡（高梁公共職業安定所の管轄区域を除く。）

別表第五岡山の款津山（美作）の項管轄区域の欄中「（高梁公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同款玉野の項管轄区域の欄を次のように改める。

玉野市

別表第五岡山の款和気（備前）の項管轄区域の欄を次のように改める。

備前市、赤磐市、和気郡